

○総務省令第 号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

総務大臣 石田 真敏

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表(第三条関係)

法令名	条項
住宅・土地統計調査規則(昭和五十七年総理府令第四十一号)	第十六条第三項及び第十七条
労働力調査規則(昭和五十八年総理府令第二十三号)	第十一条第三項及び第十二条
全国消費実態調査規則(昭和五十九年総理府令第二十三号)	[略]
[略]	[略]

改正前

別表(第三条関係)

法令名	条項
住宅・土地統計調査規則(昭和五十七年総理府令第四十一号)	第十六条第三項及び第十七条
全国消費実態調査規則(昭和五十九年総理府令第二十三号)	[同上]
[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。